

擁壁改修を検討している方

無料提案

擁壁改修の専門家派遣

概要

安全な擁壁の設置の促進及び敷地の安全性の向上のため、擁壁やがけ地の崩壊について不安を抱き、擁壁等の改修工事を予定している方に対し、擁壁改修に関する**専門家を派遣**し、新たに造る**擁壁の構造**や**概算工事費**を**提案**します。



専門家（建築士など）

擁壁の構造

概算工事費

工事に関する
特記事項

対象地

- **高さ2 m以上**の擁壁が設置されている土地
- **高さ2 m以上**のがけを含む土地（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地）

派遣対象者

- 擁壁改修工事を検討している方（建築物を建築するための施工を除く）
- 対象地について業として宅地建物取引を行わない方

◆ 上記に該当する次のいずれかの方（法人を除く）

- 対象地の所有者

【共有の場合】

共有者のうち、当該共有者全員の同意により選任された者

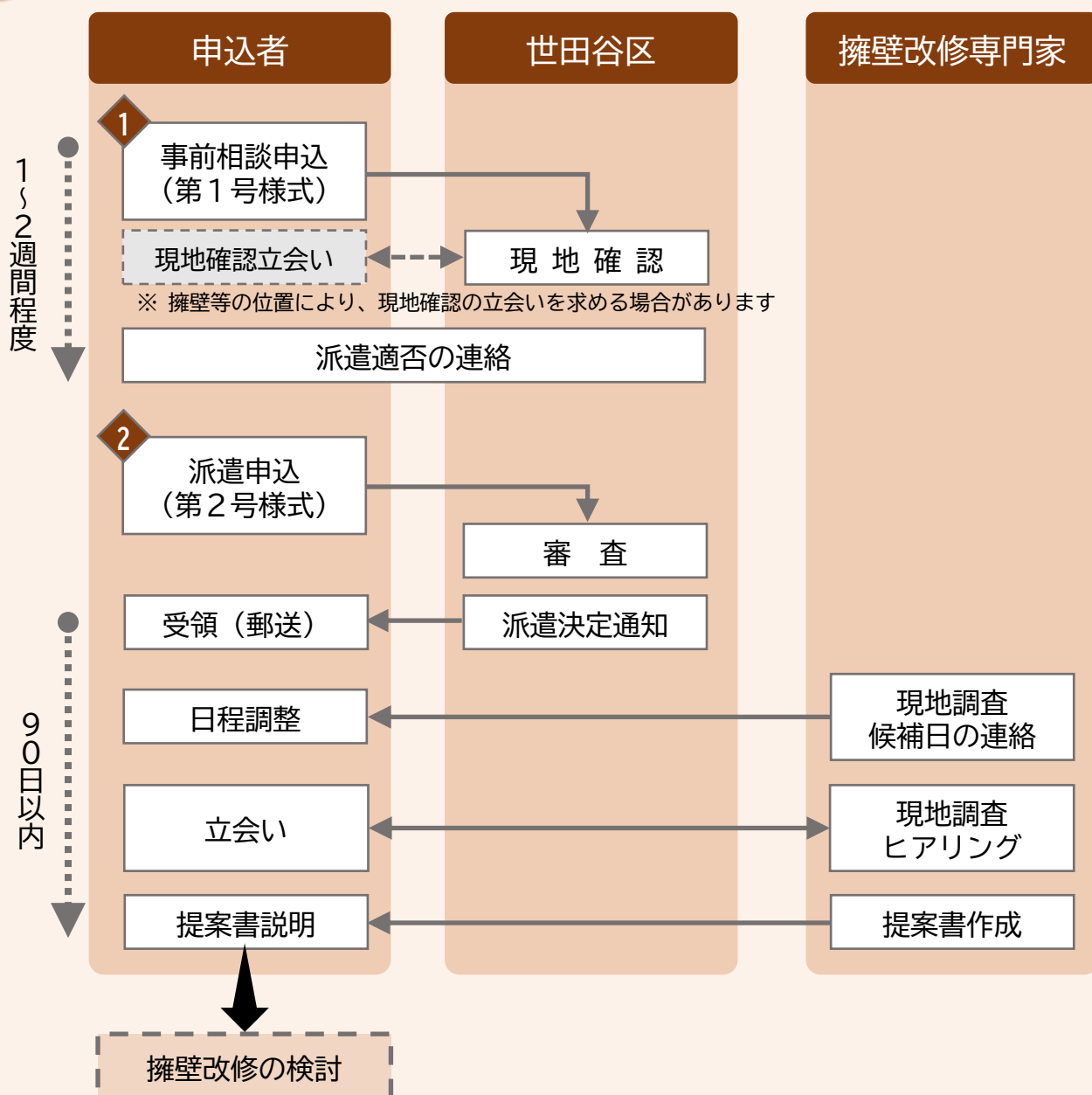
【区分所有建物の場合】

建物の区分所有等に関する法律（昭和39年法律第69号）第3条の団体の代表者又は当該敷地に係る共有持分を保有する者のうち、当該共有持分の過半数を保有する区分所有者により選任された者

- 対象地の借地権者（所有者の承諾を得ている者）



専 門 家 派 遣 の 流 れ



申 込 方 法

1 事前相談

- オンライン手続き
【事前相談】フォーム
- or
- 窓口・郵送・FAX
下記、お問い合わせ先



2 派遣申込み

- オンライン手続き
【申込み】フォーム
- or
- 窓口・郵送・FAX
下記、お問い合わせ先



～ お問い合わせ先 ～

世田谷区 防災街づくり担当部 市街地整備課 宅地防災促進担当

☎ 03-6432-7158 FAX 03-6432-7982

📍 世田谷区玉川一丁目20番1号 (二子玉川分庁舎A棟2階A22)

ホームページ

